

平成27年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成27年6月23日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号）
- 日程第 2 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）
- 日程第 3 議案第 4 6 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）
- 日程第 4 議案第 4 7 号 西郷村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 日程第 5 議案第 4 8 号 西郷村甲子高原こども運動広場設置条例
- 日程第 6 議案第 4 9 号 福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成
26年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負
変更契約について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 平成27年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 5 1 号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 5 2 号 平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 1 2 報告第 1 号 平成26年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第 1 3 報告第 2 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成
27年度施工西郷村文化センター太陽光発電設備等設置工事
請負契約について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成
27年度施工西郷村保健福祉センター太陽光発電設備等設置
工事請負契約について
- 日程第 1 6 発委第 3 号 西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 請願・陳情に対する委員長報告
文教厚生常任委員会
請願第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業
の継続を求める請願
- 追加日程第 1 発議第 5 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業
の継続を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 6 号 集団的自衛権閣議決定の法制化による海外での「戦争する
国」づくりに反対する意見書の提出について
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 9 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 0 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第 2 1 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 2 2 西郷村福祉の推進に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 2 3 閉会

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員 なし

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第44号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行発言でございますので、議長に申し上げます。

先般の議会の19日だったですか、19日の、この後ろで議会運営委員会をやっている最中でしたが、村長は重大なる発言をここでしてあったんです。

それというのは、今日中に決めろということを盛んに言ってあったんです。これは審議権を脅かしていることなんです。それで、村長が執行権の中で議会に言うことは、提案と説明と議会から要求があった発言に限られているんです。

村長には議会の審議権なんていうことないんです。それを公然とここで、今日中に決めろという発言をしたということは、これは議会制民主主義を根底から覆すものだとしか考えられないです。こういう状況の中で、今日はこれ以上の審議はできないものです。

それで、この職務権限を脅かすということは、これは刑事事件でございますので、刑事告発も視野に入れた議長の処置を願うものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より、議事進行についてのご発言がございました。村長の発言ということでございますが、多分、今おっしゃったように議会運営委員会が開催されていたとき、そうですか。

○16番（室井清男君） 議会運営委員会が開催のときでもありますし、それが正常な本会議に戻って、議長からその報告があった後でも、登壇して、ここで堂々と、今日中に決めろということをやっていたんですよ。

それだから、これは当然、議決権侵害であるということですから、これは刑事責任も問われるものと考えられますので、ひとつ議長の管轄の中で十分ご検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） というご発言でございまして、議長において、その事実関係の確認とか、そして、ただいまの16番室井清男君のご発言の内容等について、議会運営委員会を要請したいと思っておりますので、これより午前10時20分まで休憩して、この間に議会運営委員会を開催願いたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは（不規則発言あり）30分。（不規則発言あり）それでは、これより午前11時5分まで休憩いたします。

(午前10時04分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時05分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、現在までの時点で次のようなご答申をいただきましたので申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 19日の本会議のテープを録音を起こして、議会事務局においてこれを文字にまとめましたが、コピーするのに若干の時間が必要だということで、5分間休憩をほしいということをございまして、これを皆さんに配付した上で、議長からお話をしたいと思っておりますので、これより午前11時15分まで休憩いたします。

(午前11時05分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（鈴木宏始君） ただいまの休憩中に資料を皆様方に配付いたしましたので、ご了承願います。

これが、先ほども申し上げましたが、6月19日の本会議の最後の部分の記述でございます。録音を再生しまして、事務局において再生したものでございまして、これで、その後の結論が、まだ議運としては出ておりませんので、これをこの中で、議運のほうの意向としましては、会議規則と地方自治法に、議決権の侵害に当たるかどうか、抵触しているかどうかということについて、もう少し議会運営委員会でご意見をいただきたいと思っておりますので、この後も休憩をとって議運を要請したいと思っておりますが、その後、本会議で各議員のご意見等も賜りたいというふうに考えておりますが、ここで議事進行発言をなさった16番室井清男君に発言を許します。何かご意見ございましたら。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま議長が申されますことは理解できますが、私がここで求めたいことは、何かこの文書によれば、理由付けがあれば、こういった審議権の中に執行権が介入することが許されるんだというような捉え方もできないとは限らないんです。

私が言っているのは、法律は法律、会議規則は会議規則ということでやって、これは当然、職務権限を執行部も、あるいは議決権も、お互いに尊重し合わなければ、立派な政治はできないんですよ。それをあたかも、村長であれば何とでも言える、どこでも入れるというような、議会を私物化したようなことが往々とありますから、これを私は許せないんです。ですから、その辺もあわせてひとつ、これから議長が申されるように議運が持たれるとするならば、その辺も反映していただきたいと思っております。

あと、これに対して、事務局、局長にこれはお願いなんです、判例はこれからつ

くられるものでございますから、判例については私はとやかくは申しません。これについての何かの実例があると思うんですよ。その実例をひとつ、局長のほうで見出して、やはりこの中に反映させていただければ幸いではなからうかと思えます。実例は相当出ていると思えます、このことについては。

あとそれと、これから、執行権が議会の審議権の中に介入しないような議会運営も必要だと思えますので、それらを今後どうしていくかということのひとつ、これは議長からはかっていただければ幸いだと思えます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君の発言が終了しまして、議長に対しても何点か、進め方についてご発言がございました。承っておきます。

それでは、これをもう一度確認しますと、議決権の侵害に当たるかどうかということについて、議会運営委員会にこれは諮問して、議会としての意見をまとめたいというふうに考えておまして、ただいま11時20分ですけれども、休憩をとって、午後1時まで休憩をしたいと思えます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはかりいたします。

午後1時まで休憩することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしとのことでございますので、それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君の議事進行発言について、議会運営委員会を開催しているところでありますが、先ほど午前中に申し上げた件について、県の議長会に事務局より問い合わせをいたしまして、ある程度の回答をいただいているところですが、もうしばらく議論を続けなければ結論が出ないというふうな状況でございます。

そういうことで、このまま議会運営委員会を続行していただきたいと思えますので、本会議のほうを休憩にさせていただきたい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはかりいたしますけれども、これより午後2時まで休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、これより午後2時まで休憩いたします。

(午後 1 時 0 2 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 2 時 0 0 分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩をとって、議会運営委員会を開催していただいていたところでございますが、大分ご意見も煮詰まってはきておりますけれども、まだ少し議論をしていただかなければ、結論には届かないというふうな状況でございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） そういったことで、あと 1 時間休憩をした中で、議運では答申をいただけるのではなかろうかと。私の判断でございますが、そういうふうな状況でございますので、これより午後 3 時まで休憩をいたします。

(午後 2 時 0 1 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 3 時 0 0 分)

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ようやくというか、議会運営委員会の結論めいたものができつつあるんですが、口述書の調整等々で、もう少し時間が欲しいというふうなことでございますので、これからおはかりしますけれども、その前に、本日の会議時間の延長をおはかりしたいと思います。

先ほど、議事日程について議会運営委員会に諮問しました結果、本日の会議を午後 9 時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後 9 時まで延長いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） なお、この会議も、これから、先ほど申し上げた口述書の調整、その他について、もうしばらく時間を必要といたしますので、これから 4 0 分休憩したいと思います。これより午後 3 時 4 0 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 0 0 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 3 時 4 0 分)

○議長（鈴木宏始君） 午前中に 1 6 番室井清男君より発言のございました議事進行について、これまで数度にわたって議会運営委員会を開催していただき、いろいろと議論を重ねていただきまして、どうにか議運の答申がいただけましたので、このことを皆様にもまず報告いたしたいと思っております。

6 月 1 9 日の本会議の会期延長の決定の際、議会運営委員会の答申に対して村長が

異議を申し立てたことは、会期の決定を決める議会権限である自律権並びに会期延長の目的であった議案の慎重審議のための議決権を侵害したものと議員必携にも明らかであります。

議決権については、議員必携40ページより全11項目、自律権については、議員必携54ページより全5項目ございます。どうぞご参照を願いたいと存じます。

議会は、執行権の条例、人事等に介入したことはございません。今回、会期の延長をはかった先は議会議員であります。そこに村長は、異議ありとして、議会の権限分野に入ったものと認められます。

よって、議会運営委員会の答申では、本会議において村長への懲罰を科すことの案が出されました。

ここでおはかりをしたいわけですが、このことについて、議運でも賛否両論がございますので、ここをもう一度詰める必要があります。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君）　そこで、ここで10分間休憩をいただいて、それで議運のご意見を明確にさせていただくというふうにしたいと思いますので、これより午後4時まで休憩いたします。

（午後3時47分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君）　再開いたします。

（午後4時00分）

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君）　先ほど申し上げましたように、議会運営委員会においておはかりをいただいております懲罰に対する考え方でございますが、まだ議会運営委員会としては、一本にまとめ切らないという状況でございますので、議会運営委員会のご意向を踏まえまして、暫時休憩いたします。

（午後4時02分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君）　再開いたします。

（午後5時00分）

- 議長（鈴木宏始君）　ただいま16番室井清男君の議事進行発言に対する取り扱いについて、およそ午前10時から現在5時まで、議会運営委員会を断続的にお願いいたしまして、どうやら議会運営委員会の答申がございました。

ここで申し上げます。3月19日の会期延長の決定の際、議会運営委員会の答申に対して村長が異議を申し立てたことは、会期の決定を決める議会権限である自律権並びに会期延長の目的であった議案の慎重審議のための議決権を議員必携にあるように明らかに侵害したと考えます。

議会の権限については、議員必携40ページの中にあるように、議決権を中心に多くの権限が与えられております。また、自律権については、議員必携55ページに、

地方自治法第102条第7項に、議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定めるとあります。今回、会期の延長をはかった先は議会議員であり、そこに村長は、異議ありとして、議会の権限分野に入ってきたわけであり、

そこで、議会運営委員会の答申としては、懲罰的意味合いを含めた村長の発言の取り消しと陳謝をしていただくということについて、これを議題として、これから皆さんにおはかりをするということで、議会運営委員会の決定がなされました。

なお、先ほど、議長が村長への懲罰を科すというふうな文言を申し上げましたが、懲罰はあくまでも現在議員に対するものであって、長に対して懲罰という根拠、条文はございませんので、これを取り消させていただきます。

そこで、ただいま申し上げたような趣旨に沿って、村長に対して、さきの発言を、6月19日の会期延長に対する取り消しと陳謝を求める件について、これを議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 5番金田裕二君。

○5番(金田裕二君) 5番金田裕二です。

かれこれ7時間にわたって、議運でない私は、何を審議、議論されているのか一切わかりません。途中で、県のほうに、こういった内容についての問い合わせ、ご指導を願ったとも聞いております。そういった内容についても、一切公表いたしておりません。

まずそれを公表していただいて、それから、先ほどからの、ただいま議長も3月と尝试してみたり、2回言いましたね。今訂正されましたけれども、懲罰と言ったり、今度懲罰を取り消されたり、一貫した発言がなされておられません。

これこそ、議長も陳謝すべきじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長(鈴木宏始君) 5番金田裕二君の議事進行発言に対するお答えを申し上げます。

途中経過、その都度、議長としては申し上げたつもりですが、内容的につまびらかにできない、話が現在進行形で進んでいる途中であったものですから、その後の議運の審議に影響を及ぼすのではないかというふうな心配で、アウトラインだけをご報告申し上げてまいりましたので、ご了解ください。

それと、議長の発言についてご指摘がございました。ご指摘があった部分については、議長よりお詫びを申し上げます。

以上です。

5番金田裕二君。

○5番(金田裕二君) 5番金田です。

先ほど申し上げた内容、県等への問い合わせ事項について、公表できない理由を述べてください。

○議長(鈴木宏始君) 5番金田裕二君の議事進行発言に対して、議長よりご答弁申し上げます。

先ほど、多分申し上げていなかったとすれば、大変失礼しました。その件につきましては、県の議長会に問い合わせを議会事務局長が行ったわけです。その中で、ただいま申し上げた（不規則発言あり）いや、文書にするようなほどのことじゃないので、とりあえず私から申し上げたいと思いますが、こちらで……そうか。これは局長のほうから、議長会に問い合わせたいきさつ。

議会事務局長より答弁をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員主任書記（藤田哲夫君） それでは、私のほうから、議会運営委員会において諮問のあった内容について、県議長会に問い合わせた内容を申し上げます。

1つ目、議運が決めたことについて、村長が異議ありと言った発言は許されるのか。議長会の回答といたしましては、会期延長に際しては、あらかじめ事前の日程調整をしているはず。議運答申に対して異議を出すのは、あまり聞いたことはない。普通、異議を唱えるのは、議会にはかっているのだから、相手先は議員。だからといって、拙速にそれが正しくないと言えるかどうかは、その状況がわからないので判断できない。

それから、村長の、例えば、今回の人事で、A総務課長をB課長にすべきと議員が人事権について発言することについては、人事管理の質問としては可能。ただ、何とかしろとは言えない。侵害とは強制的なものであろうと解される。

以上、県の回答でありました。

○議長（鈴木宏始君） 以上のような県の議長会とのやりとりがございましたので、ご報告いたしますけれども、これでご了解をいただきたいと思います。

そこで、本題に戻りますが、村長に対して議会運営委員会としては、懲罰的意味を含めながら、村長の発言の取り消しと陳謝を求めることを議題として直ちに上程をして、皆様方にご審議賜りたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、これは議事進行発言からの流れでございますので、ここで直ちに議案とすることには間違いがないものだというふうに思っております。

それでは、おはかりをいたします。

6月19日の議会運営委員会に対する決定に対して、異議ありという村長の発言は、これを取り消して陳謝をいただくという議案でございますが、このことについて賛成議員の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（鈴木宏始君） 賛成少数であります。

よって、この件につきましては否決されました。

◎議案第44号に対する質疑（続行）、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 先ほど、朝一番に、議案第44号に対する質疑を許しますという
議長の発言から現在に至っておりますので、議案第44号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） 西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 議長（鈴木宏始君） 賛成多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり承認されました。
◎議案第45号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、議案第45号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。
◎議案第46号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第3、議案第46号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第46号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第４６号は原案のとおり承認されました。

◎議案第４７号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第４、議案第４７号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４７号「西郷村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第５、議案第４８号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４８号「西郷村甲子高原こども運動広場設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第６、議案第４９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４９号「福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）平成２６年度施工西郷村甲子高原こども運動広場新設工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第7、議案第50号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「平成27年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案の一括上程、質疑、討論、採決(議案第51号～議案第54号)

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第8、議案第51号から日程第11、議案第54号までの議案4件を一括して議題とします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本4議案について一括して採決を行います。

本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本4議案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第12、報告第1号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号「平成26年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について」は終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第13、報告第2号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第2号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第14、議案第55号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第55号「再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成27年度
施工西郷村文化センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について」、本案に対す
る賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第15、議案第56号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第56号「再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業 平成27年度
施工西郷村保健福祉センター太陽光発電設備等設置工事請負契約について」、本案に
対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第16、発委第3号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第3号「西郷村議会委員会条例の一部を改正する条例について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第17、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第2号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長、2番、真船正晃君。

○文教厚生常任委員会副委員長(真船正晃君) 副委員長の2番真船でございます。

本請願につきましては、4番、文教厚生常任委員会委員長が紹介議員となっておりますので、私2番、文教厚生常任委員会副委員長から審査報告させていただきます。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月10日、本会議終了後、第二会議室におきまして、委員全員の出席のもと委員会を開催し、内容を審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第2号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休議します。

(午後5時26分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後5時26分)

○議長(鈴木宏始君) 副委員長からの報告が終わりました。

この報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

請願第2号に対する文教厚生常任委員会副委員長の報告は、採択すべきものであります。

副委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、請願第2号は(不規則発言あり)いや、後ろで起立しながら挙手してもらいました。採択することに決定いたしました。

◎追加日程の一括上程(発議第5号及び発議第6号)

○議長(鈴木宏始君) ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後5時27分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後5時28分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第17の次に追加日程第1、発議第5号、追加日程第2、発議第6号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

◎発議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) ただいま日程に追加されました発議第5号は、先ほど採択されました請願に伴う意見書提出の議案でありますので、提案の趣旨説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。

発議第5号「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 次に、追加日程第2、発議第6号「集団的自衛権閣議決定の法制化による海外での「戦争する国」づくりに反対する意見書の提出について」、提出者の趣旨説明を求めます。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

集団的自衛権閣議決定の法制化による海外での「戦争する国」づくりに反対する意見書の提出について、説明をさせていただきます。

上記議案を、別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出の理由といたしましては、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、その法制化をやめることを国に対して要望するため、賛成議員と連署の上提出をいたします。

内容につきましては、安倍政権は、2014年7月、多くの国民の反対を無視して集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。これは、歴代内閣が行ってきた憲法9条解釈を投げ捨てて、日本が攻撃されていなくても自衛隊の海外での武力行使を可能にするものです。自衛隊が海外に出て行けば、武力行使が限りなく広がっていくことは明らかです。

安倍政権は、閣議決定を具体化するための法制化を行おうとしています。法制化の中心は、日本が攻撃されていなくても海外での武力行使可能とする法律の制定・改悪です。そのため、10数本の法律、協定などの改悪が狙われています。そしてこれは、アメリカの軍事的要求に基づく日米防衛協力の指針の（ガイドライン）の改定と一体に進められようとしています。

これらは、憲法9条の精神を真っ向から踏みにじって、戦争国家への道を進めようとするものです。

私たちは、「戦争する国」づくりに反対し、憲法9条に基づく平和外交を求める立場から、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、その法制化をやめることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 趣旨説明が終わりました。

発議第6号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号「集団的自衛権閣議決定の法制化による海外での「戦争する国」づくり

に反対する意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数であります。

よって、発議第6号は否決されました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第18から日程第22までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の件を議題とします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成27年西郷村議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後5時39分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月23日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 佐藤 厚 潮

署名議員 真船 正 晃

